

2012年度

春闘要求書

2012年4月25日提出

大東文化学園教職員組合連合

## 2012 年度春闘要求書

大東文化学園教職員組合連合は組合員の総意に基づき、下記諸項目について要求する。団体交渉の場で特段の協議の対象とならない項目を含め、2012 年 6 月 25 日までに、すべての項目について文書をもって誠意ある回答を行うよう求める。

### 記

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被害は甚大で、未だに復興の道のりは遠く、また福島では原発事故による放射性物質の放出、拡散により、未曾有の災厄をもたらしている。特に放射性物質による影響は避難地域の人々だけではなく、首都圏に住む私たちにまで広がっている。放射性物質による汚染で農産物や海産物、あるいは水や土壌の安全性が社会的な問題にもなっている。

教育機関に働く私たちにとって、被災者たちが抱え込んでいる押し量ることのできない苦悩と憤怒の念に寄り添いながら解決への糸口を探らざるを得ない日々が続いている。このような東日本大震災の影響はわが国全体を包み込んでおり、リーマンショック以降の長引く不況に加えて深刻な状況が続いている。とりわけ若者にとっては大学卒業後の採用状況は厳しく、就職活動中の学生は多くの困難に直面している。

このような厳しい状況の中で、学生・生徒と保護者の経済的状況は一段と厳しさを増しており、学費未納による除籍や経済的理由による退学が急増している。本学においても学費未納による退学者や除籍者は 2009 年度 41 名、2010 年度 91 名、2011 年度 151 名と急増している。さらに、保護者から子どもへの仕送り額は前年より 1530 円少なくなり 69,780 円へと 10 年前に比べて 2 万 7340 円も減少している。この額は 1982 年 (69,380 円) とほぼ同じレベルで、しかも実家からの仕送り額が 5 万円以下になった下宿生は 25%を超えているという (全国大学生生活協同組合連合「第 47 回学生生活実態調査の概況報告」2012 年 2 月)。

本学園 (大学) においても上記のように昨年度、学費未納による除籍や退学が前年度より 60 名増えて 151 名となった。希望に燃えて入学した学生が、学費を支払えないために除籍され、あるいは経済的理由で退学せざるを得ない不幸な事態を、私たちは決して看過することはできない。

また、帰属収入総額に対する教育研究費比率を見ると本学園 (大学の場合) は 29.5% (平成 22 年度) と、私大連盟発表の私大平均 33.4% (日本私立学校振興・共済事業団「平成 23 年度版 今日私学財政」) より更に低くなっている。高等教育機関の重要な機能とも考えられる教育・研究に十分な資金が回らず、貧困な教育・研究条件が続くならば、激化する大学間競争・学校間競争に生き残ることは一層厳しくなるであろう。

私たち教職員組合連合は、今こそ学生・生徒に安心して勉学できる環境を保障すべく、教育・研究分野を中心にして財政支出を行うべきだと考える。高校設備に関して言えば、グラウンドや自習室など、多くの学校が力を入れている設備が相対的に不十分という状況については、理事会にも大きな責任があると思われる。

この数年間、私たち教職員組合連合は、以下に掲げた基本的な目標と理念を掲げて春闘に臨んできた。この目標と理念に変わりはないが、今年度はその中でも第 6 の柱を最重要視し、学生・生徒が安心して勉学に励み、充実した学園生活を送ることができるよう、財政支出の増額を最重点課題として要求する。その上で前年度に引き続き、正規雇用と非正規雇用の格差是正を求める社会的要請に応え、非専任教職員、とりわけ大学非常勤講師・高校非常勤講師の待遇改善を要求する。また、2011 年度以降の新規採用教育職員の 65 歳定年制の改革、育児休暇の延長なども課題として要求する。

- 
1. 多様な年齢・職種・生活条件の教職員がそれぞれ意欲を持って働くことができるよう、賃金・手当（役職手当を除く）の水準を維持・向上させると共に、格差・不公平を是正すること。
  2. すべての教職員が安心して意欲を持って働けるよう、教育・研究・労働条件を整備すること。
  3. 人事（配置転換、職種変更、雇用解除等）に関して、法律を遵守することはもちろん、本人の人権、人格と意向を尊重し、十分な事前説明を行うこと。
  4. 非専任職員（とりわけアルバイト職員・臨時職員・嘱託職員）の待遇と業務内容を早急に見直すこと。
  5. 全構成員の安全・健康・人権、および環境を守る諸制度・システムを整備すること。
  6. 経済的・身体的ハンディキャップを持つ者も含め、すべての学生・生徒・園児が安全・安心の基盤の上に、意欲を持って勉学し、学園生活を送ることができるよう、制度・環境・設備を改善し、教学・事務の人的サポート体制を確立すること。
  7. 学園の将来ビジョンの策定や施設・制度の改廃にあたっては、積極的に情報公開を行い、さまざまなレベルでの参加を促して、全構成員の創意を引き出すことを重視すること。
  8. 「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という新たな理念に則り、本学園を国籍、民族、性別、身体的諸条件が異なる構成員が生き生きと交流して活力を生み出す「多文化共生型キャンパス」へと作りかえていくこと。
- 

以上の目標・理念と基本的な考えに立脚し、以下の具体的な改善策を要求する。なお、それらの要求のうち、非専任教職員の給与改善に関わる項目を除き、実施にあたって規則の改正ないし制定を必要とすると同時に今年度4月に遡及することが困難な項目については、速やかに規則の改正ないし制定の作業を進め、今年度下半期からの実施を目指すよう併せて要求する。

# I 学生・生徒に対する財政的支援の拡充

## 大学

### 1 学費減免および奨学金制度の拡充

- (1) 授業料減免制度を充実すること。速やかに規則を制定し、今年度上半期からの全面的な実施を目指すこと。授業料全額免除 50 名、学費半額免除 100 名とすること。
- (2) 授業料減免制度をホームページに掲載すること。
- (3) 現行の奨学金制度のうち、一般奨学金制度の支給額を全て 30 万円に引き上げること。
- (4) 家計急変者特別修学支援奨学金の支給枠と支給金を拡大し、それぞれ 40 名(学部生 30 名+院生 10 名)、40 万円とすること。
- (5) 留学生への支援を強化するために奨学金支給対象者を学部生 10 名、院生 20 名に拡大すること。

### 2 ゼミ合宿および新入生オリエンテーション合宿に参加する学生への補助

専門演習の合宿参加学生に一律 3000 円(ただし年 1 回)の補助金を支給すること。

また新入生オリエンテーション合宿相当のプロジェクトについて、参加学生 1 名あたり一律 2000 円の補助金を支給すること。

## 高校

- 1 経済的に修学困難になった生徒への奨学金援助の人数を定員の 2% とすること。
- 2 クラブの加盟登録費と大会参加費は学園が負担すること。
- 3 家計急変に対する奨学金について、この制度を保護者に広く周知すること。

# II 非専任教職員の給与の改善

## 1 非常勤講師給の改善

### 1-1 大学非常勤講師 ⇔ 昨年同様

給与を下記のとおり改善すること(1号俸ずつ引き上げ、7号俸は1000円アップすること)。

号俸	大学卒業後年数	1コマ月額
1	10年未満	26,900円
2	10年以上15年未満	27,600円
3	15年以上20年未満	28,300円
4	20年以上25年未満	28,900円
5	25年以上30年未満	29,700円

6	30年以上36年未満	30,600円
7	36年以上	31,600円

## 1-2 高校非常勤講師 ⇔ 昨年同様

給与を次のとおりに改善すること。

号俸	大学卒業年数	1コマ月額
1	5年未満	12,600円
2	5年以上10年未満	13,300円
3	10年以上15年未満	13,800円
4	15年以上20年未満	14,150円
5	20年以上	14,500円

## 2 嘱託・臨時職員およびアルバイト職員

時間給単価を950円に引き上げること。

## 3 特別契約職員

俸給月額を定年退職時の俸給の70%の額（千円未満4捨5入）とすること。

# Ⅲ 役職者手当制度の改革

1 前記ⅠおよびⅡを実現するための財源として、また、帰属収入に対する人件費比率の重要な抑制策として、現行の役職者手当制度を以下のとおり改めること。

- (1) 調整手当（月額）の算定基礎から役職者手当を除外すること。
- (2) 期末手当の算定基礎から、「給与規則」別表10に定める「職務に対応する加算額」を段階的に除外し、2013年度ないしは2014年度までに全廃すること。今年度も昨年度同様、最低30%の削減を行うこと。
- (3) 勤勉手当の算定基礎から、「給与規則」別表10に定める「職務に対応する加算額」を段階的に除外し、2013年度ないしは2014年度までに全廃すること。今年度も昨年度同様、最低30%の削減を行うこと。
- (4) 役職の整理・合理化を図ること
- (5) 大東文化学園教職員組合連合との取り決めに基づく一時金の算定基礎から役職者手当を除外すること。
- (6) 「給与規則」別表8に定める支給額の総額を3割以上削減すること。なお削減にあたっては、上

位役職者の手当削減率を高くすること。

- 2 上記の内容に沿った「給与規則」の改正を速やかに行い、2012年度下半期から実施すること。

## IV 一時金

- 1 専任教職員(大学教育職員、事務職員、医療職員、技能・用務職員、高校教育職員、幼稚園教育職員)に対し、夏期および冬期の一時金を2009年度どおりの方式に基づき支給すること。その際、上記Ⅲの1-(5)により、一時金の算定基礎に役職者手当を含めないこと。
- 2 前項に掲げた以外の教職員(国際交流センター特任教員のうち旧別科嘱託講師、特別専任事務職員、嘱託講師、契約専任実習助手、特任実習助手、契約教諭、特任・専門・用務嘱託、臨時職員、研究補助員および高校非常勤講師)に対し、それぞれのカ月を前年度並みとし、一律金を前年度水準よりも年1万円増額すること。

## V 教育・研究・労働条件の改善

### 共通部分

- 1 海外引率出張手当

海外への学生・生徒引率出張の日当を一律5,000円とすること。

- 2 国内出張手当1

国内の一般出張の日当を、日帰り一律1,800円、宿泊一律3,500円に、学生・生徒引率出張の日当を、日帰り一律2,500円、宿泊一律4,000円とすること。

- 3 育児休業制度の拡充

現行では1歳6ヶ月まで育児休業を取得できるものとなっているが、業務内容の関係(担当授業などを含む)で、3歳まで延長ができるよう改正すること。

### 大学専任教員

- 1 学部および大学院の超コマ手当については、法科大学院と同額の18,000円とすること。

- 2 入試負担業務への配慮：センター試験への対処

② センター試験監督手当として、担当した教員に1日につき10,000円を支給すること。

② 2007年3月12日の大学評議会における学長の回答をふまえて、大学入試センターから学園に支給された委託金の詳細について組合に開示すること。

- 3 大学教育職員の65歳定年制度について

2011 年度採用以降の大学教育職員の定年について、教務に関して種々の問題が生じることが予想される。  
また大学内に二重の基準を設けたことの問題を解決するために、対象となる大学教育職員の継続雇用制度を早急に整備すること。

## **高校教員**

### **A 専任教員**

- 1 クラブ指導手当を 1 回あたり 500 円支給すること。
- 2 高校教育職員の個人研究費を、研修会等に参加するための費用（参加費および旅費など）にも使用できるようにすること。
- 3 専任教員の採用にあたっては、高校において作成した人事計画に基づいた採用を公募にて実施すること。  
また、専任教員が退職した場合、その申し出の時期にかかわらず、次年度に後任として専任を採用すること。
- 4 高校校舎の開館、閉館時間について、職場の実態に即して再検討すること。
- 5 高校の入試のための専任事務職員を採用すること。
- 6 学校説明会で日曜・祝日に出勤、出張したとき、日帰り一律 1,800 円の手当を支給すること。
- 7 高校教諭の持ち時間の算定方法として、学年主任、分掌部長および担任を持つ者について、その分を 2 コマとして算入すること。
- 8 高校教諭に休日出勤の代休を与える際は、当該年度内に取得できるようにすること。

### **B 非常勤講師**

- 1 高校非常勤講師に校長が授業以外に学校行事等の指導のための出勤を要請した場合、一日 1,000 円を支給すること。
- 2 高校非常勤講師が教科の要請によって教科会議に出席する場合、1 回につき 1,000 円を支給すること。
- 3 クラブ指導をしている高校非常勤講師および外部コーチに、クラブ指導コーチ料補助として、月 1,000 円（または同額のカード類も可）を支給すること。

### **C 高校組織・制度の改善**

- 1 高校の校長等管理職の選出法について高校組合の意見を聴取すること。
- 2 高校食堂の業者選定について、契約内容、選定経過を明らかにすること。また、契約条件を、教育環境の整備など、高校の教育に配慮して決定すること。

## **事務職員**

- 1 残業の削減（36 協定の遵守）に関して

残業の部署別の実態を教職員組合連合に開示すること。また、サービス残業が生じないよう配慮したうえで、部署間の格差是正と残業削減のための具体的施策を講じること。

- 2 入学試験実施当日の休日出勤と休日の授業実施に関わる休日出勤を代休扱いとすること。
- 3 高齢者雇用安定法の趣旨に基づき、職種にかかわらず、定年年齢を 65 歳にすること。

### **嘱託・臨時職員・アルバイト職員**

- 1 週 6 日勤務の臨時職員に隔週の土曜休暇（有給）を与えること。
- 2 実質的に年間を通じて雇用されているアルバイト職員に対して以下のように待遇を改善すること。
  - (1) 年間 5 日間の有給休暇を与えること。
  - (2) 1 日の勤務時間を以前の 7 時間に戻すこと。
  - (3) 祝日授業に伴い、やむを得ず勤務を求める場合は休日勤務手当を支給すること。
- 3 高齢者雇用安定法の趣旨に基づき、職種にかかわらず、定年年齢を 65 歳にすること。
- 4 嘱託・臨時職員・アルバイト職員に関する就業規則を早急に制定すること。

## **VI 学生・生徒の勉学条件の改善**

### **大学**

- 1 学生相談室の充実

学生相談室については、学生からの多様な相談・ニーズに常時的確な対応が出来るように、出校日と開室時間などに配慮すること。また状況に合わせて相談員の増員を行うこと。

- 2 特別支援を必要とする学生への支援

特別支援を必要とする学生について、教育的観点から必要最小限の情報を関係する部署で共有する体制を築くこと。また、特別支援についての具体的指針を策定し、キャンパス・バリアフリー化、ノート・テイクアウェイ雇用、必要とされる研修の実施を含めて具体策を講じること。

- 3 留学生への支援

留学生の生活・勉学の支援を抜本的に強化すること。とくに、奨学金制度や相談体制、アルバイト斡旋、多言語サービス等を充実させること。

国際交流センターに専属専任教員（任期付特任教員ではない一般専任教員）を配置すること。

### **高校**

- 1 体育館の利用に関し、高校と大学の間で十分な協議が行われる仕組みを作ること。

## Ⅶ 施設・設備の改善

### 共通部分

- 1 防災・減災性能が高く環境に配慮したキャンパスの構築：

危機管理体制構築の一環として防災・減災体制を整備すること

- (1) 学園のすべての施設・設備（教室、図書館、研究室、食堂など）について、防災・減災性能の現況と必要とされる対応策を公表すること。
- (2) 災害時に特に危険な箇所を示すハザードマップの作成および避難場所、避難経路、避難方法を含む避難マニュアルを早急に改訂した上でマニュアルに沿った恒常的な避難訓練を実施すること。
- (3) 防災無線設備および緊急地震速報の自動受信装置の導入と同時にキャンパス内緊急放送が可能な設備の整備を行うこと。安全衛生委員会を活用し、防災対策を整備すること。
- (4) 公衆電話、衛星電話の設置を行うこと（板橋地区）。
- (5) 教職員と学生に対し防災訓練を実施すること。防災班や救急班を編成し避難訓練を実施すること。
- (6) 校舎内退避に備えた備蓄用品（水、食料、毛布、ヘルメットや手袋、救急用品など）の整備及び体制整備を行うこと。
- (7) 教室移動時（授業時間の休み時間）のエレベーターの運行を改善すること。（授業時間中は運行制限しても影響は殆ど無いと思われるが、休み時間中の運行制限による影響が大きい、特に板橋地区1号館、2号館は早急な改善を要請する。）

- 2 環境配慮型キャンパスの構築

省エネ・省資源・環境への負荷低減の計画を策定・公表すること。

- 3 スクールバスについて

- (1) 東松山校舎の学バスの運行について、ピーク時の増便を行うこと。
- (2) 東松山・板橋両校舎で校舎発の最終便の時刻をサークル活動終了後の午後9時10分にすること。
- (3) 大学休講時に、高校の部活動生徒に向けた便を設定すること。また、登校時等の混雑が予想される時刻には増便を行ない、会館8時13分発のバスを増便すること。
- (4) 浮間舟渡～板橋校舎および赤羽～板橋校舎間のバス便を設けること。
- (5) 高坂駅前バス乗り場（2台同時に停車できる）の改修を推進すること。

- 4 090、080、050、0120への発信を、事務室以外、大学の研究室や高校の電話機においても可能にすること。

## 大学

- 1 教員からの意見を集約し、机・椅子の位置を変えられる教室を増やすこと。
- 2 東松山キャンパス再開発のスケジュールを明らかにして学内の意見を十分に聴取し、透明性の維持に努めること。
- 3 両キャンパスにおいて、各教室から警備室、教務事務室または学部事務室への緊急連絡を可能にする電話を設置すること。
- 4 教室の視聴覚機器に関し、CPRM およびブルーレイ(BD)に対応した装置を設置すること。

## 高校

- 1 不足している教室を補うための施設を建設すること。
- 2 教員の視点で必要な予算執行を行うため、高校の予算立案及び管理、執行に関わる部署を高校内に設置すること。
- 3 学校行事や課外活動などにおける利用の便を考慮し、校舎近隣にグラウンドを確保すること。
- 4 高校校舎の劣化に伴い、大規模修繕及び備品の更新を行うこと。
- 5 高校教育の抜本的な改革をはかるために、廃校となった学校の施設を購入することを含めて現在地からの移転について真剣な検討を開始すること。
- 6 繰り返し要求しているが作成されていない高校の防災計画を、2012年8月までに作成するように指示すること。

## Ⅶ 情報公開

- 1 大学の学部・学科、大学院や学園の各附設校の改廃・新設に当たっては、全学園に対し、情報を公開して計画的に進めること。
- 2 学園の業務用住所録を希望する専任教員に貸与すること。
- 3 新任者名簿（住所付）を組合に提供すること。
- 4 学園の諸規則が制定ないし改正された場合、その印刷物を組合に提供すること。
- 5 前学長辞任問題、外国語学部セクハラ問題などについて、学園としての見解を公開、公表すること。
- 6 学園規則集を高校および幼稚園において閲覧できない状態にあることを、いかのうちいずれかの方法で解消すること。

①DBポータルで高校教員も閲覧できるようにする。

②各部屋（職員室、進路指導室など）に一冊ずつ学園規則集を配置する。

③学園規則集をインターネットで全面公開する。

- 7 法科大学院、地域連携センターのオープンカレッジ、北京事務所などの財務状況について、明らかにすること。

以上